免税証の郵送交付(受け取り)について

免税軽油使用者の皆様には、来所して免税証をお受け取りいただく必要がありましたが、新たに<u>使用者様の郵送費ご負担</u>のもと、「**郵送による交付(受け取り)」**が可能となりました。

(※ 新規の方や、免税軽油使用者証の申請は、引き続き来所いただく必要があります)

【免税証の郵送交付(受け取り)を希望される場合の注意点】

- 免税証の交付申請時に、
 - **お届け先の住所・氏名・電話番号を記入したレターパックプラス**をご持 参ください(レターパックライトは不可)。
 - ※免税証の枚数が900枚を超える場合は、900枚毎にレターパックプラスを1通追加で必要です。
 - ※レターパックプラスは郵便局や取り扱いのあるコンビニで購入できます。
 - ※令和6年10月1日(火)から、レターパックプラスの料金が変更となります(520→600円)。 この日以降に免税証の交付が見込まれる場合は、新料金のレターパックプラス又は旧料金のレター パックプラスに80円分の切手を貼ったものをご持参ください。
- 免税証の交付申請時に、免税軽油使用者証を忘れた場合は、レターパックプラスをご持参いただいても郵送での対応はできません。
- 発送前に県税事務所から電話連絡します。(県税事務所から着信履歴や留守番電話があった場合は、平日の窓口時間(9:00~17:45)に 折り返しのご連絡をお願いします。)
- 受け取り後はすぐに開封して免税証数量等をご確認のうえ、万が一、誤り等が あった場合には、必ず管轄の県税事務所へご連絡ください。
- 申請日から受け取りまで7日程度を要しますので、免税証の必要時期を考慮いただき、期間に余裕もって申請してください。



郵送交付(受け取り)をご希望される方は、以下の内容もご確認ください

- Q1 郵送による交付(受け取り)を希望する場合に必要な書類は何ですか。
 - A 1 お手元の「免税軽油使用者証」とともに、「免税証交付申請書」ほか必要な添付書類に加え、「お届け先の住所・宛名・電話番号を記入したレターパックプラス」を添えてご持参ください。
 - ※免税証の枚数が900枚を超える場合は900枚毎にレターパックプラスを1枚追加でご持参ください。
- Q2 レターパックプラスを忘れてしまった。
- A 2 郵送による免税証の交付(受け取り)を希望する際には必須です。郵便局やコンビニ で購入し持参していただきますようお願いします。 なお、レターパックプラスをお持ちでない場合、これまでどおりご来所いただいて の窓口受け取りを選択いただくことも可能です。
- Q3 「免税軽油使用者証の更新・書換」も郵送受け取りできますか。
 - A 3 可能です。免税証の場合と同様にレターパックプラスをご用意ください。 ただし、審査の結果、ご来所をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- Q4 郵送費用は県で負担してもらえないのですか。
 - A 4 受益者負担及び窓口受け取りの方との負担均衡を考慮して、郵送受け取りをご希望 の免税軽油使用者のみなさまにご負担をお願いします。

【お問い合わせ先】

名 称	管轄区域	所 在 地	電話番号
和歌山県税事務所 自動車税・間税課	和歌山市・海南市 海 草 郡	和歌山市小松原通一丁目 1 番地(県庁第 2 南別館)	073-441-3402
紀北県税事務所課 税 課	紀の川市・岩出市 橋本市・伊都郡	岩出市高塚 209 (那賀総合庁舎内)	0736-61-0067
紀中県税事務所課 税 課	有田市・御坊市 有田郡・日高郡	有田郡湯浅町湯浅 2355-1 (有田総合庁舎内)	0737-64-1260
紀南県税事務所課 税 課	田 辺 市 · 新 宮 市 西牟婁郡 · 東牟婁郡	田辺市朝日ヶ丘 23-1 (西牟婁総合庁舎内)	0739-26-7937